

令和7年度 市民税・県民税申告書の書き方

申告する所得及び控除は前年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の1年間の分です。

◎静岡市ホームページの「申告書作成システム」により、ご自宅のパソコン等を利用して申告書の作成ができます。



記載例 令和7年度 市民税・県民税申告書

申告書作成システム▶

(宛先) 静岡市長

令和7年 3月11日



代理人氏名(名称)

住所 続柄(所在地)

電話

※静岡市処理欄(記入しないでください。)

月更正 F 済

処理日 年 月 日

月 期より

担当

1月1日現在の住所	静岡市葵区追手町5番1号			
現住所	同上			
フリガナ	シズ	オカ	イチ	ロウ
氏名	静岡市郎			
個人番号	9	9	9	9
生年月日	明・大・昭	平・令	37	年 6 月 11 日
職業			屋号	
電話	054	-	254	- 2111

所得から差し引かれる金額(所得控除)	区分		収入金額	必要経費	専従者控除額等	所得金額
	事業	営業等	円	円	円	円
所得金額	農業		4,321,000	1,234,500	500,000	2,586,500
	不動産					
	利子					
	配当					
	給与	10	700,000	区分2 所得金額調整控除 100,000	特定支出	50,000
雑額	公的年金等	12	876,540	※の金額は「申告書の書き方」を参照してください。	※公的年金等の所得 276,540	(雑合計) 276,540
	業務			円(98)	業務に係る雑所得	
	その他			円(88)	その他雑所得	
	総合譲渡・一時			円	特別控除後の金額	
合計	上記の各所得金額の合計					2,913,040

分離課税の短期譲渡、長期譲渡、株式等の譲渡、上場株式等の配当等、先物取引、山林、退職等の所得	収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額
	円	円	円	円	円

所得から差し引かれる金額(所得控除)	社会保険料控除	種類	支払保険料	種類	支払保険料	種類	支払保険料	円	㉓	410,870	
		国民健康保険	234,000	円	国民年金	163,370	円	介護保険			円
		源泉徴収分	13,500	円	後期高齢医療		円				円
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済制度に係る契約に基づく掛金								㉔	円
	生命保険料控除	種類	支払保険料	種類	支払保険料	種類	支払保険料	円	㉕	70,000	
		新生命保険	180,000	円	新個人年金	120,000	円	介護医療保険			80,000
		旧生命保険		円	旧個人年金		円		円		
	地震保険料控除	地震保険	24,000	円	旧長期損害保険	18,000	円		円	㉖	22,000
	本人該当控除	2 寡 婦 … 26万円 (死別・離別・不明・未婚還)		1 ひとり親 … 30万円		5 勤労学生 … 26万円 (学校名)					0,000
	障害者控除	氏名	等級	同居 氏名	等級	同居 氏名	控除額	普通障害者……26万円 特別障害者……30万円 (同居特別障害者は23万円加算)		530,000	
配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	配偶者氏名		生年月日		居 住		個人番号		(配偶者控除)		
	静岡 花子		明・大・昭・平 43・8・3		同居 別居		8888888888888		□ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)		
	※配偶者控除と配偶者特別控除を重複して受けることはできません。				配 偶 者 の 合計所得金額		㉗		(配偶者特別控除)		
									0,000		
控除対象扶養親族 又は 16歳未満の扶養親族 ※「別居」の場合は裏面記入	氏 名	続柄	生年月日	居住	控除額	個 人 番 号		控 除 内 訳		扶養控除の合計	
	静岡 清市 父	同居 別居	明・大・昭・平・令 7・11・12	45	万円	7777777777777		扶養親族1人につき…33万円 特定扶養親族……45万円 老人扶養親族……38万円 同居老親等……45万円 16歳未満の扶養親族……0円			
	静岡 駿河 子	同居 別居	明・大・昭・平・令 3・5・27	33	万円	6666666666666					
	静岡 葵 孫	同居 別居	明・大・昭・平・令 29・9・28	0	万円	5555555555555					
雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害資産名	損害金額		損害補てん額		差 引 損 失 額		㉘	
医療費控除	医療を受けた人	続 柄	㉙ 支払医療費		㉚ 補てんされる金額		㉛ 差引負担額(㉙-㉚)		㉜		
	静岡 清市	父	234,500 円		12,300 円		222,200 円		122,200		
	控除額は(㉛ 222,200 円) - [10万円と「総所得金額等の5%」とのいずれか少ない金額								100,000 円) =		
医療費控除の特例	一定の取組みを行った人	続 柄	㉜ スイッチOTC医薬品支払総額		㉝ 補てんされる金額		㉞ 差引負担額(㉜-㉝)		㉟		
※医療費控除と医療費控除の特例を重複して受けることはできません。			控除額は(㉞ 円) - 1万2千円		=						

基礎控除	430,000 円
所得から差し引かれる金額(所得控除)の合計	2,695,070 円

氏 名	続柄	生年月日	専従者控除	個人番号
静岡 二郎 兄	明・大・昭・平 34・11・15	500,000 円	4,444,444,444,444,444	
	明・大・昭・平			
給与所得及び公的年金等に係る所得以外の納税方法の選択		備考		
□ 特別徴収(給与から差し引き)		□ 普通徴収(自分で納付)		
希望する□にレ点をつけてください。				

扶養控除・16歳未満の扶養親族	あなたが、扶養親族を有する場合には、扶養控除(16歳未満を除く)が受けられます。扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族(事業専従者を除く)のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方をいいます。	
	一 般 扶 養 控 除	控除額 33万円
	特 定 扶 養 控 除	控除額 45万円
	老 人 扶 養 控 除	控除額 38万円
	同居老親等	控除額 45万円

※国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、「親族関係書類」や「送金関係書類」等が必要となります。詳しくは、静岡市ホームページを参照いただくか、各担当係にお問い合わせください。

雑損控除	前年中にあなたや、あなたと生計を一にする配偶者や親族(前年の総所得金額等が48万円以下の方)が、災害や盗難、横領により住宅や家財等に損害を受けた場合、次のア、いずれか多い方の金額
雑損控除額	＝ ア (損害金額(災害等関連支出の金額を含む) - 保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等 × 0.1 イ (災害関連支出の金額 - 保険金等で補てんされる金額) - 5万円

★証明書、領収書及び保険金等で補てんされる金額のわかるもの

医療費控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために病院や診療所等の医療費、介護保険制度に基づく指定介護老人福祉施設の施設サービスや居宅サービスの対価、医薬品の購入代、看護師や助産師等への支払い又は通院に要した費用などをあなたが支払った場合、以下の計算式で求めた金額
-------	--

$$\text{医療費控除額 (限度額200万円)} = \left(\begin{array}{l} \text{前年中の医療費支払額} - \\ \text{保険金等で補てんされる(見込)金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \times 5\% \text{ (1円未満の端数切り捨て)} \text{ と} \\ \text{10万円とのいずれか少ない金額} \end{array} \right)$$

※「医療費控除の特例」との重複適用はできません。
※介護保険制度に基づくサービスのうち、医療費控除の対象になる金額は、利用施設の領収書をご確認ください。

★医療費控除の明細書及び保険金等で補てんされる金額のわかるもの

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために購入した「スイッチOTC医薬品」をあなたが支払った場合以下の計算式で求めた金額
-------------------------	--

$$\text{医療費控除の特例額 (限度額8万8千円)} = \left(\begin{array}{l} \text{前年中に購入したスイッチOTC医薬品の総額} - \\ \text{保険金等で補てんされる(見込)金額} \end{array} \right) - 1万2千円$$

※「医療費控除」との重複適用はできません。
※本控除を適用するにあたり、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組(特定健康診査、特定保健指導、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれか1つ)を行っている必要があります。

★セルフメディケーション税制の明細書及び保険金等で補てんされる金額のわかるもの

基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
	控除額	43万円	29万円	15万円	適用されない

寄附金に関する事項(申告書裏面)	前年中に次に掲げる寄附金をあなたが支払った場合、それぞれの合計額 ア、都道府県、市町村又は特別区に対するもの(ふるさと納税等) ※5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、確定申告又は市民税・県民税の申告を行う方は、 ワンストップ特例制度の適用を受けることができます 。確定申告等において、寄附金に関する事項を忘れずにご申告ください。 ※被災地の県や市町村へ直接寄附した場合のほか、日本赤十字社や中央共同募金会などに災害義援金として寄附した場合は、上記アに該当します。 イ、静岡県共同募金会又は日本赤十字社静岡県支部に対するもの ウ、静岡県又は静岡市の条例により指定している団体等に対するもの(指定団体は静岡市ホームページ参照)
★寄附金受領証明書等	

●均等割、所得割どちらも課税されない方	●事業税について(申告書裏面)
①生活保護法による生活扶助を受けている方	【事業税の非課税所得】
②未成年者(平成19年1月3日以降生まれ)、寡婦、ひとり親、障害者に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の方	①林業、鉱物の採掘、②社会保険診療報酬などの事業から生じる所得は課税されません。
③前年の合計所得金額が、次の金額以下の方	【損益通算の特例適用前の不動産所得】
(ア) 415,000円	不動産所得の赤字の内、土地等の取得に要した負債の利子部分の金額を記入してください。
(イ) 同一生計配偶者、扶養親族がある場合	【事業用資産の譲渡損失】
315,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+100,000円+189,000円	機械装置、車両運搬具等の事業用資産(土地・建物等を除く)の使用を停止して1年以内の譲渡損失は、控除が受けられます。
●所得割が課税されない方(均等割は課税されます。)	【被災事業用の資産の損失】
①所得控除の合計が、総所得金額等を上回る方	事業所得から控除できない被災事業用資産の損失額は翌3年間に繰り越して控除できます。
②前年の総所得金額等が、次の金額以下の方	【令和6年開廃業年月日】
(ア) 450,000円	令和6年中に開業又は廃業された方はその日付と開廃業の別を記入してください。
(イ) 同一生計配偶者、扶養親族がある場合	【事業所等所在地】
350,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+100,000円+320,000円	静岡県外に事業所がある方はその所在地を記入してください。
	*個人の事業税は個人の行う特定の事業に対する都道府県が課税する税金です。詳しくは、静岡県静岡財務事務所(054-286-9161)へお問い合わせください。

お問い合わせ先	【葵 区にお住まいの方】 市民税課 普通徴収第1係 電話(054)221-1041
	【駿河区にお住まいの方】 市民税課 普通徴収第2係 電話(054)221-1542
	【清水区にお住まいの方】 清水市税事務所 市民税係 電話(054)354-2072

